第５８号議案

　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の給与に関する条例（平成２０年品川区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２８条第３号および第４号ならびに第２９条第１項第１号および第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第３２条第３項中「、第１４条および第１６条」を「および第１４条」に改める。

　別表第２の１級の項中「また」を「または」に改め、同表４級の項中「主幹教諭」の次に「または指導教諭」を加える。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２８条第３号および第４号ならびに第２９条第１項第１号および第３項第１号の改正規定ならびに次項および付則第３項の規定は、同年６月１日から施行する。

２　令和７年６月１日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第２９条第１項（第１号に係る部分に限る。）および第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

　（説明）指導教諭の職を創設するとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。